

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 3 環境パートナーシップの形成

-3 環境パートナーシップの形成

(目標) NGO、企業等の各主体間のネットワークの構築や情報の交換により、環境パートナーシップの形成を促進する。

(下位目標)

1. 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスを活用した各主体間の交流ネットワークの構築による取組の促進や、NGO等からの政策への提案を施策に反映する仕組みを構築する等、民間団体等が行う環境保全活動を支援する。
2. 国民との直接対話による政策等に関する情報提供、意見交換等により政策の企画段階での参加を促進し、国民との直接対話を通じた政策の企画、立案、実施を図る。

(事務事業)

- ア. ネットワーク構築による取組の促進やパートナーシップによる政策形成の推進による民間団体への支援
- イ. 国民との直接対話によるパートナーシップの促進